

コミュニティ・カフェ EMANON 施設貸出使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、コミュニティ・カフェ EMANON（以下「エマノン」という。）の施設を、EMANON 準備室の事業目的遂行のために支障のない範囲で、市民へ貸出しを行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(貸出施設)

第2条 エマノンの貸出施設は、次に掲げる施設とする。

2F 和室 A（通り側）

2F 和室 B（庭側）

1F 最奥の部屋

1F 及び 2F 建物全体

(貸出許可)

第3条 エマノンは、次の各号に掲げる使用目的に対し、前条の施設を貸出しすることができる。

- (1) 中学生・高校生・大学生が主体となって行う事業
- (2) 中学生・高校生・大学生を対象として行う事業
- (3) 政府機関・地方公共団体が主催・共催する行事又は大会
- (4) 自治会及び子供会等、市民団体の関係する行事又は大会
- (5) 市民有志等による同好会団体の練習・行事等
- (6) その他、EMANON 準備室理事長が適当と認めたもの

(貸出日)

第4条 エマノンが市民に施設を貸出しできる日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 営業日

(2) 定休日

ただし、(2)に関しては、事前の協議を要し、適当でない場合は貸出しない場合がある。

(使用時間帯)

第5条 エマノンの施設を使用できる時間帯は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、エマノンの都合により使用時間帯を制限又は変更を求めることがある。

(1) 午前10時から午後10時

(2) その他、エマノンが適当と認めた時間

(使用手続)

第6条 エマノンの施設の使用を希望するときは、別に定める期間内に、別紙の「施設貸出使用申請書」を提出し、使用許可を受けなければならない。

2 使用許可を受けた場合には、責任者はEMANON準備室と使用施設について事前打合せを行わなければならない。

(使用料の徴収)

第7条 エマノンの貸出施設を使用するときは、EMANON準備室は使用団体及び使用者から所定の使用料(別表)を使用手続き時に徴収する。徴収後、EMANON準備室は別紙の「施設貸出使用許可書」を交付する。

2 既納した使用料は返却しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 荒天等使用者の責任によらない事由で使用できなかつたとき。
- (2) 第9条1項6号により使用許可を取り消したとき。
- (3) EMANON準備室が適当と認めたとき。

(使用料の減免)

第8条 EMANON準備室は次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用料を減免することができる。減免額は半額、あるいは全額とする。

- (1) 中学生・高校生・大学生が主体となって行う事業
- (2) EMANON準備室が共催する事業
- (3) EMANON準備室が適当と認めた場合

(貸出不許可と貸出取消)

第9条 EMANON準備室は申請者が第3条に掲げる使用目的によって貸出申請を行なった場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを不許可、または許可を取り消すことができる。不許可・許可取り消しの場合、帰納の使用料は返還しない。

- (1) 使用目的以外の目的で使用する恐れが認められる、あるいは使用されたとき。
- (2) 秩序を乱す恐れがあるとき。
- (3) 施設・器具を破壊及び、汚損する恐れがあると認められたとき。
- (4) 熱狂的な宗教的崇拝、政治的全体主義を扇動、推し進めようとする意思が認められるとき。
- (5) 人種・信条・性別・性的指向・社会的身分など、個人の先天的あるいは後天的な形質を差別しようとするとき。
- (6) 青少年の健全育成に、支障があると認められるとき。
- (6) 施設の管理運営上、支障があると認められるとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (8) その他緊急の場合及び施設管理上、必要な取り消し事由があるとき。
- (9) 第11条の使用者遵守事項を守らないとき。

2 前項の取り消しのため使用者に損害を及ぼすことがあっても、EMANON準備室はその責任を負わない。

(報告義務)

第10条 貸し出し施設を使用する場合、使用者は使用前と使用後を EMANON 準備室スタッフにそれぞれ、すみやかに報告しなければならない。

(遵守事項)

第11条 施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の使用をしないこと。
- (2) 施設の使用権を他に転貸し、又は譲渡することはできないこと。
- (3) 施設及び備品や用具を破損・汚損又は紛失しないこと。
- (4) EMANON 準備室が上記(3)によって損害を生じた場合は使用者に対して損害賠償を請求することができるものとする。
- (5) 施設の備品及び用具は許可なく移動してはならないこと。
- (6) 施設の備品及び用具を許可を得て移動した場合、事後速やかに原状に復さなければならないこと。
- (7) 使用後の清掃及び整理整頓は、使用者が責任をもって行わなければならないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発する、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (9) 所定の場所以外の喫煙及び飲食を行わないこと。
- (10) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (11) EMANON 準備室関係者の指示に従うこと。

(事故責任)

第12条 施設を使用中、又は施設内に滞在している間に発生した事故又は傷害に関して、EMANON 準備室は一切その責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、EMANON 準備室理事長の決裁を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月4日より施行する。
- 2 この規程の改正は、EMANON 準備室理事会に諮るものとする。

(別紙) コミュニティ・カフェ EMANON 施設貸出料金表

※予約段階で、利用料金を申し受けます。

※ご予約は、前日までにお願いします。ただし、カフェ運営や他の利用者の利用の妨げになる場合には、前日までの申し込みであっても、ご予約をお断りすることがございます。

※詳しくは利用規定をご参照ください。

施設名称	基本料金 (2時間) (上段：一般) (下段：学生)	延長料金 (1時間) (上段：一般) (下段：学生)	備考
2階和室占有	1200円 400円	400円 50円	
2階和室 A (庭側)	1000円 300円	300円 50円	隣室とは襖でしか区切れません
2階和室 B (通り側)	1000円 300円	300円 50円	隣室とは襖でしか区切れません
1階最奥の部屋	1200円 400円	400円 50円	密室ではありません。
建物全体 (終日利用)	30000円 学生応相談	—	事前審査があります。
壁面利用 (平日終日)	1000円 300円	—	事前審査があります。
壁面利用 (土日終日)	3000円 800円	—	事前審査があります。